# 給与規則

01-一般-00011 平成13年 4月 1日 改正01-一般-00180 平成13年 8月31日 改正02--般-00103 平成14年 3月29日 改正02-一般-00207 平成14年 6月28日 改正02-一般-00330 平成14年11月27日 改正03--般-00122 平成15年 4月30日 改正03--般-00169 平成15年 6月24日 改正03--般-00297 平成15年11月27日 改正04-一般-00104 平成16年 3月31日 改正04--般-00459 平成16年12月28日 改正05--般-00133 平成17年4月1日 改正05--般-00364 平成17年11月30日 改正05--般-00392 平成18年1月1日 改正06--般-00122 平成18年4月1日 改正06--般-00202 平成18年7月6日 改正07-一般-00151 平成19年4月1日

- 改正07-一般-00201
  - 平成19年7月1日
- 改正08--般-00250
  - 平成20年4月1日
- 改正08--般-00426
  - 平成20年6月1日
- 改正09--般-00149
  - 平成21年4月1日
- 改正09-一般-00279
  - 平成21年7月1日
- 改正09--般-00497
  - 平成21年12月1日
- 改正10--般-00114
  - 平成22年3月23日
- 改正10--般-00203
  - 平成22年5月21日
- 改正10--般-00426
  - 平成22年12月1日
- 改正12--般-00113
  - 平成24年3月30日
- 改正13--般-00189
  - 平成25年7月1日
- 改正14-一般-0066
  - 平成26年2月21日
- 改正14-一般-00133
  - 平成26年3月31日
- 改正14--般-00257
  - 平成26年6月30日
- 改正14--般-00467
  - 平成26年12月1日
- 改正15--般-00353
  - 平成27年9月28日
- 改正15--般-00432
  - 平成27年12月4日

改正 1 5 — 一般 — 0 0 4 7 9
平成 2 8年 1 月 1 日
改正 1 6 — 一般 — 0 0 0 4 0
平成 2 8年 2 月 5 日
改正 1 6 — 一般 — 0 0 1 0 7
平成 2 8年 4 月 1 日
改正 1 6 — 一般 — 0 0 4 2 2
平成 2 8年 1 2 月 6 日

### 目 次

第1章 総則(第1条-第3条)

第2章 給与

第1節 給与の支給(第4条-第6条)

第2節 給与の計算(第7条-第10条)

第3節 休職者の給与(第11条)

第3章 基本給(第12条-第14条)

第4章 諸手当(第15条-第21条)

第5章 賞与(第22条-第27条)

第6章 年俸(第28条-第30条)

第7章 昇格・昇給等(第31条・第32条)

第8章 施行細則(第33条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、職員の給与に関する事項を定める。

#### (適用範囲)

第2条 この規則は、定年後再雇用職員、契約職員、派遣員及び臨時事務職員には 適用しない。

2 この規則の海外で勤務する職員への適用については、別にこれを定める。 (給与の区分)

第3条 職員の給与は、基本給、諸手当、賞与及び年俸とし、次に掲げる区分により支給する。

一 基本給

資格給

役割給

役職給

二諸手当

扶養手当

住居手当

通勤手当

単身赴任手当

時間外手当

指導員手当

三 賞与

四 年俸

第2章 給与

第1節 給与の支給

(給与の計算期間及び支給日)

- 第4条 給与(賞与を除く。)は、当月1日から末日までについて計算し、毎月 18日に支払う。この場合において、支払日が銀行の休業日に当たるときは、そ の前日に支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、時間外手当は、当月分を翌月に支給する。また、通 勤手当は、一ヶ月又は六ヶ月単位(以下「支給単位期間」とする。)で支給する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合には、給与の計算期間及び 支給日については別の取扱いによることができる。

(給与の支払及び控除)

- 第5条 給与は、全額本人が指定する銀行その他の金融機関の本人名義の口座に振り込むものとする。ただし、次に掲げるものは、これを控除する。
  - ー 法令により職員が負担すべきものとして定められたもの
    - イ 所得税及び地方税
    - ロ 健康保険料(介護保険料を含む。)、厚生年金保険料、及び雇用保険料の 被保険者負担分
  - 二 給与から控除することについて書面により協定されたもの
- 2 前項の規定にかかわらず、本人から特に申出があった場合には、通貨で直接職員に支給する。

(退職、解雇及び死亡時の支払)

第6条 職員が退職し、若しくは解雇され、又は死亡したときは、職員であった者 又は労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定により遺族補償を受ける べき者に対し、既に行われた勤務に対する給与を支給する。

第2節 給与の計算

(基本給の計算)

第7条 第4条第1項に規定する給与計算期間(以下「給与計算期間」と言う。) の中途において採用され、休職し、復職し、退職し、又は解雇された場合は、勤 務した期間につき基本給を日割りで支給する。

(諸手当の計算)

- 第8条 給与計算期間の中途において採用され、又は復職した場合は、当該計算期間の諸手当は支給しない。なお、通勤手当を支給する必要がある場合は、この限りではない。
- 2 給与計算期間の中途において休職し、退職し、解雇され、又は育児休業若しく は介護休業をした場合、当該給与計算期間の諸手当は全額支給する。なお、通勤 手当を返納させる必要がある場合は、この限りではない。

(介護・育児休業及び欠勤等の控除計算)

- 第9条 介護休業等に関する規則第15条第1項の勤務時間の短縮の承認を受けた場合、育児休業等に関する規則第15条第1項の勤務時間の短縮の承認を受けた場合、就業規則第19条第1項の勤務時間の短縮の承認を受けた場合又は欠勤(遅刻、早退及び私用外出を含む。以下同じ。)をした場合は、勤務しなかった時間分の資格給及び役割給の合計額を減額する。
- 2 給与計算期間中すべて欠勤した場合は、資格給、役割給、役職給及び諸手当を 支給しない。

(端数処理)

第10条 前条第1項の規定による減額の計算又は時間外手当の計算において、1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

第3節 休職者の給与

(休職者の給与)

- 第11条 就業規則第5条第1項第一号の場合において、同項の規定により休職を 命じられたときは、その休職期間が1年(結核性疾患にあっては、2年)に達 するまでの間は、資格給、役割給及び諸手当(通勤手当を除く。)の100分 の80の額を支給する。
- 2 就業規則第5条第1項第五号の場合において、同項の規定により休職を命じら

れた職員が出向先において、給与が支給されない場合は、就業規則第6条第1項 の規定にかかわらず、給与を支給する。

### 第3章 基本給

(資格給)

- 第12条 資格給は、別表1に定める等級及び号により月額で定める。
- 2 職員のうち参事の職位にある者の資格給は、業務の内容及び経歴等を勘案し、 理事長が定める額を支給する。

(役割給)

- 第13条 役割給は、別表2に定める等級及び号により月額で定める。
- 2 職員のうち参事の職位にある者の役割給は、業務の内容及び経歴等を勘案し、 理事長が定める額を支給する。

(役職給)

- 第14条 就業規則第42条第1項に規定する次の各号に掲げる管理職に対しては、 役職給として当該各号に定める月額を上限に理事長が定めた額を支給する。
  - ー グループ長及び参事役 八万円
- 2 給与計算期間の中途において前項に掲げる役職に就いた職員又は当該役職を退いた職員については、当該役職に就いていた期間に応じ役職給を日割りで支給する。

## 第4章 諸手当

(住居手当)

- 第15条 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料含む。 以下同じ。)を支払っている職員(国家公務員宿舎法第13条の規定による有料 宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員等を除く。)には、次の各号に掲げ る職員の区分に応じて、当該各号に定める月額(その額に百円未満の端数が生じ たときは、これを切り捨てた額)を住居手当として支給する。
  - 一 月額五万円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額
  - 二 月額五万円を超える家賃を支払っている職員 五万円
- 2 前項の規定により住居手当の支給対象たる職員のうち世帯主であるものに限り、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める月額(その月額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を住居手当として支給する。
  - 一 月額五万円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額
  - 二 月額五万円を超える家賃を支払っている職員 五万円に家賃の月額から五万

円を控除した額の2分の1 (その控除した額の2分の1が五万円を超えるときは、五万円)を加算した額

3 第18条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎等を除く。)を借り受け、家賃を支払っている者には、第1項の規定により算出した額の2分の1に相当する月額(その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を住居手当として支給する。

(住居手当にかかる特例)

- 第15条の2 国家公務員又は他の独立行政法人の職員から引き続き日本貿易保険 の職員となった職員については、第15条の規定にかかわらず、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額一万二千円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている場合(国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている場合等を除く。)には、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める月額(その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を支給する。
  - 一 月額二万三千円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から一万二千 円を控除した額
  - 二 月額二万三千円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から二万三 千円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が一万六千円を超 えるときは、一万六千円)に一万一千円を加算した額
- 2 前項に該当し、第18条の規定により単身赴任手当を支給され、配偶者が居住するための住宅(国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎等を除く。)を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っている者には、前項の規定により算出した額の2分の1に相当する月額(その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を住居手当として支給する。

(扶養手当)

- 第16条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。
- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他の生計の途がなく主として職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
  - 一 配偶者
  - 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
  - 三 満60歳以上の父母及び祖父母
  - 四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

### 五 重度心身障害者

- 3 前項に規定する他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。
  - 一 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又はこれに相当する手当の支給 の基礎となっている者
  - 二 年額百三十万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者
- 4 扶養手当の月額は、第2項第一号に該当する扶養親族については一万三千円、 同項第二号から第五号までの扶養親族についてはそれぞれ六千五百円(職員に配 偶者がいない場合にあっては、そのうち一人については一万千円)とする。
- 5 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(通勤手当)

- 第17条 通勤のための交通機関等を利用する職員には、その者の通勤に要する六ヶ月分の運賃等の額に相当する金額を三十三万円を上限とし通勤手当として支給する。
- 2 交通機関を利用する者の通勤手当の額は、次の各号により算出した通勤に要する運賃等に相当する額とする。

  - 二 交通機関が定期券を発行していない場合は、当該交通機関の利用区間にかかる一ヶ月の通用期間につき通勤21日分の運賃等の額で最も低廉となるものとし、六ヶ月分をまとめて支給する。
- 3 前項に規定する運賃等の額に相当する額の算出は運賃、時間、距離等の実情に 照らし最も合理的と認められる通勤路線及び方法による運賃等の額によるものと する。
- 4 通勤距離又は最寄りの駅までの距離片道1キロメートル未満のものについては、 第2項の計算には算入しない。
- 5 通勤のため自動車等の交通の用具を使用することを常例とする職員には、次の 各号に掲げる自動車等の交通の用具の使用距離の区分に応じて、当該各号に定め る月額を通勤手当とし、六ヶ月分をまとめて支給する。
  - 一 片道2キロメートル以上5キロメートル未満 二千円

- 二 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 四千二百円
- 三 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 七千百円
- 四 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 一万円
- 五 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 一万二千九百円
- 六 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 一万五千八百円
- 七 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 一万八千七百円
- 八 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 二万千六百円
- 九 片道40キロメートル以上 二万四千四百円
- 6 事務所を異にする異動又は勤務する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に勤務することとなったことにより、通勤の実情に変更を生じることとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車又は高速自動車国道等の有料道路を利用することを常例とする場合において、その利用が次に定める基準に適合すると認められるときは、第1項の規定にかかわらず、その職員の通勤に要するその利用に係る六ヶ月分の特別料金等の額の2分の1に相当する額を十二万円を上限(一ヶ月当たり二万円を上限)とし通勤手当として支給する。
  - 一 当該特別急行列車又は有料道路を利用せずに通勤することとした距離が片道 60キロメートル以上あり、かつ、通勤時間がおおむね90分以上であること。
  - 二 当該特別急行列車又は有料道路の利用により、通勤時間が片道30分以上短縮され、又はこれに相当する通勤距離の短縮その他の通勤事情の改善が認められること。
  - 三 その他当該特別急行列車又は有料道路の利用がやむを得ないとされる特段の事情が存すること。
- 7 通勤手当は、1月1日及び7月1日から六ヶ月間の通勤手当をそれぞれ1月及び7月の給与支給日に支給する。ただし、この間の中途において採用され、又は復職し、若しくは通勤経路及び方法の変更をした場合は、1月及び7月の給与支給日まで1ヶ月単位での支給とし、五万五千円を上限(前項に該当する場合は、さらに二万円を上限に支給)とする。
- 8 通勤手当については、第5条の規定にかかわらず、これに代えて定期券、回数 券の現物を給付することがあるものとする。
- 9 通勤手当の支給について出張、研修、休職、休暇及び欠勤により月の1日から 末日までの期間全日数にわたり通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当 の払戻金相当額等を返納させる。

- 10 通勤手当の支給について出張、研修、休職、休暇及び欠勤により一ヶ月以上 にわたり通勤しないこととなるときは、その事由が生じた日の属する月の翌月以 降の払戻金相当額等を返納させる。
- 1 1 支給単位期間の中途において採用又は復職した職員及び一ヶ月以上にわたる 出張又は研修から戻った職員への通勤手当の支給については、その月の通勤を要 する日数分の往復の運賃等又は一ヶ月分の通勤手当のいずれか低い額を支給する こととする。
- 12 支給単位期間の中途において、休職し、退職し、解雇され、又は育児休業若しくは介護休業をした職員の通勤手当の支給要件を欠くに至ったときは、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の払戻金相当額等を返納させる。
- 13 支給単位期間の中途において通勤経路又は方法の変更をしたときの通勤手当は、次の各号のいずれかとする。
  - 一 支給単位期間が一ヶ月の場合、その事由が生じた日の属する月の翌月から通 勤手当の額を変更し支給することとする。
  - 二 支給単位期間が六ヶ月の場合、その事由が生じた日の属する月の翌月から通 勤手当の額を変更する。ただし、残月数分については、その差額を返納又は支給 することとする。
- 14 支給単位期間の中途において運賃等の額が変更したときは、その事由が生じた日の属する月の翌月(月の初日である場合は、その日の属する月)から通勤手当の額を変更する。また、その事由が生じた日が交通機関で購入した定期券の通用期間中である場合は、同条第7項に即し、通勤手当の額を変更する。

#### (単身赴任手当)

- 第18条 事務所を異にする異動に伴い転居した場合において、父母の疾病その他 やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、 異動前の住居から異動後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮し て困難であると認められたもののうち、単身で生活することを常況とする職員に は、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤 することが通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限り でない。
- 2 単身赴任手当の月額は三万円とし、職員の異動前の住居と異動後の住居との間の交通距離(職員の異動後の住居と配偶者の住居との交通距離の方が短い場合にあっては、その交通距離)が100キロメートル以上の場合には、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。
  - 一 100キロメートル以上300キロメートル未満 八千円

- ニ 300キロメートル以上500キロメートル未満 一万六千円
- 三 500キロメートル以上 二万四千円
- 3 前2項の規定は、他の法人又は機関に勤務していた者が、引き続き日本貿易保 険の職員となり、これに伴い転居した場合に準用する。
- 4 国家公務員又は他の独立行政法人の職員から引き続き日本貿易保険の職員となった職員で、前職において単身赴任手当に相当する手当を受けていた場合には、 第1項を準用して支給する。

(住居手当等の支給の手続き)

- 第19条 新たに住居手当、扶養手当、通勤手当若しくは単身赴任手当(以下「住居手当等」という。)の支給を受けようとする職員又は住居手当等の月額に変更を及ぼす事情の変更があった職員は、遅滞なく、別表第2の様式の届出書を提出しなければならない。
- 2 住居手当等(通勤手当を除く。)の支給は、その支給の要件に該当することとなった日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給を開始し、その要件に該当しないこととなった日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終了する。
- 3 前項の規定にかかわらず、職員が住居手当等の支給の要件に該当することとなった日から15日を経過した後に第1項の規定による届出をしたときは、その届出をした日の属する月の翌月から支給を開始する。
- 4 第2項の規定は住居手当等(通勤手当を除く。)の月額を変更する場合に、前項の規定は住居手当等の月額を増額する場合に準用する。

(時間外手当)

- 第20条 就業規則第17条に定める勤務時間(同規則第18条の規定により勤務時間が変更された場合にあっては、変更後の勤務時間)外又は同規則第28条に定める休日(同規則第29条第1項の規定により振り替えられた場合にあっては、同条第2項の規定により指定された日)に勤務をさせた場合、時間外手当を支給する。
- 2 時間外手当は、資格給の月額を月間の平均所定労働時間数で除し得た額に、次 の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める係数を乗じて得た額を1時間当た りの額とする。
  - 一 勤務のある日の午後5時30分から午後10時まで 1.25
  - 二 勤務のある日の午後10時から翌日午前5時まで 1.5
  - 三 祝日及び12月29日から1月3日まで(土曜日及び日曜日を除く。次号において同じ。) 1 (7時間30分を超える時間においては、1.25)

- 四 祝日及び12月29日から1月3日までの午後10時から翌日午前5時まで 1.25(7時間30分を超える時間においては、1.5)
- 五 土曜日 1.25
- 六 土曜日の午後10時から翌日午前5時まで 1.5
- 七 日曜日 1.35
- 八 日曜日の午後10時から翌日午前5時まで 1.6

(指導員手当)

- 第21条 指導員制度規則第2条に定める指導員となる職員には、その任命された 期間の間、月額一万円を指導員手当として支給する。
- 2 給与計算期間の中途において前項に掲げる指導員に就いた職員又は退いた職員 については、指導員に就いていた期間に応じ指導員手当を日割りで支給する。

第5章 賞与

(支給日)

第22条 賞与は、毎年7月1日及び12月10日に支給する。

(受給対象者)

第23条 賞与の受給対象者は、6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(就業規則第5条第1項第一号の事由による休職(以下「私傷病休職」という。)中の職員でその休職期間が1年(結核性疾患にあっては、2年)に達しないもの及び育児休業中の職員でその休業期間が1年に達しないもの又は介護休業中の職員を含む。)及び基準日前1月以内に退職し、又は解雇(懲戒解雇は除く。)された職員とする。ただし、理事長の要請に応じて基準日の1月以内に退職し、引き続き国家公務員及び特定独立行政法人の職員となった者はこの限りでない。

(賞与額の算定)

- 第24条 賞与は、支給日における資格給(特別加算額を含む。)、役割給、役職 給及び扶養手当の月額の合計額に、別に定める支給係数に業績評価係数を加えた 係数及び職員各人の業績評価に応じた評価係数を乗じた額を算定基礎額とする。
- 2 支給係数は、日本貿易保険の業務の実績及び社会一般の情勢を考慮して定める ものとする。
- 3 第1項に定める業績評価係数は、別に定める支給係数を基礎とした年間支給係数に0.1、0.05、0、-0.05又は-0.1のいずれかを乗じて得た係数を年間の係数とし、前年度の日本貿易保険の業務実績について、経済産業大臣が行った評価に即して、理事長が定めるものとする。

- 4 賞与支給時に前項に定める評価が行われていない場合には、業績評価係数を O とする。
- 第25条 次に掲げる職員については、賞与の算定期間(7月1日に支給する賞与にあっては前年12月2日から6月1日まで、12月10日に支給する賞与にあっては6月2日から12月1日までの期間をいう。以下同じ。)中に勤務しなかった日数に応じて算定基礎額から減額をした額を賞与額とする。
  - 一 算定期間中に採用された職員(国家公務員又は日本貿易保険が指定する法人の職員から引き続き日本貿易保険の職員となったものを除く。)
  - 二 算定期間中に復職した職員
  - 三 基準日前1月以内に退職し、又は解雇された職員
  - 四 算定期間中に私傷病休職、配偶者帯同休業、私傷病休暇、出産休暇、欠勤、 育児休業、介護休業又は介護休業等に関する規則第15条第1項の勤務時間の 短縮により勤務しなかった日又は時間が合算して20日を超える職員
  - 五 算定期間中に就業規則第19条第1項による勤務時間の短縮及び育児休業に 関する規則第15条の勤務時間の短縮により勤務しなかった時間が90時間を 超える職員
- 2 算定期間中に懲戒処分を受けた職員については、懲戒の種数に応じて算定基礎 額から減額をした額を賞与額とする。
- 第26条 国家公務員又は日本貿易保険が指定する法人の職員から引き続き日本貿易保険の職員となった職員(賞与の算定期間中に著しく勤務成績が不良であった者を除く。)に、次の各号に掲げる採用された時期の区分に応じ、当該各号に定める期間中に支給する賞与については、支給日における資格給(特別加算額を含む。)、役割給、役職給及び扶養手当の月額の合計額に、別に定める支給計数を乗じた額に移行調整額を加算した額を賞与額とする。
  - 4月1日から12月1日まで 採用された日の属する年度
  - 二 12日2日から3月31日まで 採用された日の属する年度の翌年度
- 第27条 支給日に賞与を支給することとされていた職員で当該支給日の前日まで に離職したものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該賞与の支給を一時 差し止めることができる。
  - 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。)をされ、その判決が確定していない場合。

二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し賞与を支給することが、日本貿易保険の業務に対する国民の信頼を確保し、賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認められるとき。

第6章 年俸

(対象者)

第28条 年俸制の対象者は、M3及びM2に該当するものとする。

(年俸額の決定方法及び決定時期)

第29条 年俸の額は、職員各人の業績評価等に基づいて決定する。また、年俸の 決定時期は、毎年7月とし、翌年6月30日までを計算期間とする。

(支払方法)

第30条 年俸制職員の給与は、年俸の1/15.95を毎月支給し、年俸の1. 975/15.95を賞与支給日にそれぞれ支給するものとする。

第7章 昇格・昇給等

(昇格・昇給等)

- 第31条 昇格・昇給は、職員各人の業績評価等に基づいて、毎年7月1日に行う。
- 2 降格は、職員各人の業績評価等に基づいて人事委員会の審査を経て、行うことができるものとする。
- 3 別表1に定める等級のうちM1に該当するものが降格したときは、降格先の等級における最高号を給する。また、M3及びM2に該当するものが降格したときの降格先は人事委員会において決定する。

(昇給を行わない場合)

- 第32条 次に掲げる職員には、昇給を行わない。
  - 一 直近1年以内に出勤停止以上の懲戒処分を受けた職員
  - 二 退職手続中の職員(就業規則第55条第1項第五号の勧告受けた職員を含む。)
  - 三 解雇の予告を受けた職員
- 2 4月1日から6月30日までの間に採用された職員には、当該年は昇給を行わ ない。

第8章 施行細則

(施行細則)

第33条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

附則

第1条 この規則は、平成13年4月1日から実施する。

第2条 (削除)

附則

この規則は平成13年9月1日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附則

この規則は平成14年4月1日から実施する。

附則

この規則は平成14年7月1日から実施する。

附則

この規則は平成14年12月1日から実施する。

附則

この規則は平成15年5月1日から実施する。

附即

この規則は平成15年6月24日から実施する。

附 則

この規則は平成15年12月1日から実施する。

附 則

この規則は平成16年4月1日から実施する。

附則

この規則は平成17年1月1日から実施する。但し、第13条及び第14条については、平成16年7月1日から適用する。

附則

(施行期日)

第1条 この規則は平成17年4月1日から実施する。

(役職給に関する経過措置)

第2条 平成17年3月31日に営業第二部のグループ長であった職員であって、 同年4月1日付けで組織規則第10条第2項に規定するディレクターに任命された 者に対しては、第13条第1項の規定にかかわらず、同項第2項に定める月額を支 給する。

附則

この規則は平成17年12月1日から実施する。

附則

この規則は平成18年1月1日から実施する。

附則

(施行期日)

第1条 この規則は平成18年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 第2条 平成18年3月31日から引き続き日本貿易保険に在籍する職員(国家公務員又は日本貿易保険が指定する法人の職員から引き続き日本貿易保険の職員となったものを除く。)については、この規則により改正された給与規則(以下「改正後規則」と言う。)により算出した基本給の月額が改正前の給与規則(以下「改正前規則」と言う。)により算出した基本給の月額を下回る場合にあっては、改正前規則を適用する。
- 2 平成18年3月31日から引き続き日本貿易保険に在籍する職員(国家公務員 又は日本貿易保険が指定する法人の職員から引き続き日本貿易保険の職員となっ たものに限る。)については、改正前規則を適用する。
- 3 第1項又は前項の規定により改正前規則を適用される職員に対する改正前規則 第16条の適用については、同条第4項及び第5項は適用せず、改正後規則第1 6条第4項及び第5項を適用する。
- 4 第1項又は前々項の規定により改正前規則を適用される職員に対する改正前規 則第23条の適用については、同条中「、地域付加給及び扶養手当」とあるのは、 「及び地域付加給(ただし、扶養手当にかかる金額を除く。)」と読み替える。
- 5 第1項の規定により改正前規則を適用される職員に対する改正前規則第27条 の適用については、平成18年7月1日までとする。

附則

この規則は平成18年7月6日から実施する。

附則

この規則は平成19年4月1日から実施する。

附則

この規則は平成19年7月1日から実施する。

附則

この規則は平成20年4月1日から実施する。

附則

この規則は平成20年6月1日から実施する。

附則

この規則は平成21年4月1日から実施する。

附則

この規則は平成21年7月1日から実施する。

附則

この規則は平成21年12月1日から実施する。

附則

この規則は平成22年3月23日から実施する。

附則

この規則は平成22年5月21日から実施する。

附則

- 1. この規則は平成22年12月1日から実施する。
- 2. 平成22年12月10日に支給する賞与の算定は、第23条第1項に規定する 別に定める支給係数に業績評価係数を加えた係数は第23条の規定にかかわらず 2. 0725とする。
- 3. 当分の間、職員に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に職員となった場合にあっては、職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減じる。
  - 一 俸給月額 当該職員の俸給月額に100分の1.5を乗じて得た額
  - 二 役職給月額 当該職員の役職給月額に100分の1.5を乗じて得た額
  - 三 賞与 当該職員の賞与に100分の1.5を乗じて得た額 附 則
- 1. この規則は平成24年4月1日から実施する。
- 2. 平成26年3月31日までの間、この規則でいう俸給とは、第5項の場合を除き、別表1俸給表の等級の項1から3までに規定する額はこれに4. 77%を減じたものとし、等級の項4から9までに規定する額はこれに7. 77%を減じたものとする。
- 3. 平成26年3月31日までの間、この規則でいう役職給は、第5項の場合を除き、第14条の規定により定める額から10%減じた額を支給するものとする。

- 4. 平成26年3月31日までの間、この規則でいう単身赴任手当は、第18条の 規定する額から9. 77%減じた額を支給するものとする。
- 5. 平成26年3月31日までの間、第23条第1項の規定にかかわらず、賞与は、支給日における俸給(特別加算額を含む。)及び役職給の月額の合計額に9. 77%を減じたものに専門能力給の月額を加えた額に、別に定める支給係数に業績評価係数を加えた係数及び職員各人の業績評価に応じた評価係数を乗じた額を算定基礎額とする。

附 則

- 1. この規則は平成25年7月1日から実施する。
- 2. 平成26年3月31日までの間、この規則でいう資格給とは、第5項の場合を除き、別表第1号資格給号俸表の等級のS1からS2までに規定する額はこれに4. 77%を減じたものとし、等級のS3からM3までに規定する額はこれに7. 77%を減じたものとする。
- 3. 平成26年3月31日までの間、この規則でいう役職給は、第5項の場合を除き、第14条の規定により定める額から10%減じた額を支給するものとする。
- 4. 平成26年3月31日までの間、この規則でいう単身赴任手当は、第18条の 規定する額から9. 77%減じた額を支給するものとする。
- 5. 平成26年3月31日までの間、第23条第1項の規定にかかわらず、賞与は、支給日における資格給(特別加算額を含む。)及び役職給の月額の合計額に9.77%を減じたものに役割給の月額を加えた額に、別に定める支給係数に業績評価係数を加えた係数及び職員各人の業績評価に応じた評価係数を乗じた額を算定基礎額とする。
- 6. 当分の間、職員に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に職員となった場合にあっては、職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減じる。
  - 一 資格給月額 当該職員の俸給月額に100分の1. 5を乗じて得た額
  - 二 役職給月額 当該職員の役職給月額に100分の1.5を乗じて得た額
  - 三 賞与 当該職員の賞与に100分の1.5を乗じて得た額 附 則
- この規則は平成26年3月1日から実施する。但し、第21条については、平成26年2月1日以降に任命された者から適用する。

附則

この規則は平成26年4月1日から実施する。

附則

この規則は平成26年7月1日から実施する。

附則

- 1. この規則は平成26年12月1日から実施する。
- 2. 平成26年12月10日に支給する賞与の支給係数は、第24条の規定にかかわらず2. 33とする。
- 3. 平成27年3月31日までの間、職員に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に職員となった場合にあっては、職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減じる。
  - 一 資格給月額 当該職員の資格給月額に100分の1.5を乗じて得た額
  - 二 役職給月額 当該職員の役職給月額に100分の1.5を乗じて得た額
  - 三 賞与 当該職員の賞与に100分の1.5を乗じて得た額 附 則
  - この規則は平成27年12月4日から実施する。

附 則

この規則は平成28年1月1日から実施する。

附則

この規則は平成28年2月5日から実施する。

附則

この規則は平成28年4月1日から実施する。

附則

この規則は平成28年12月6日から実施する。

【別表1】 資格給号俸表

【別表2】役割給号俸表

-						P=-	
	S1	S2	S3	S4	M1		M1
1	220,100	290,200	329,800	358,800		1	40,000
2	221,600	291,700	331,300	360,800		2	42,000
3		293,200	332,800	362,800		3	44,000
4	224,600	294,700	334,300	364,800		4	46,000
5		296,200	335,800	366,800		5	48,000
6		297,700	337,300	368,800		6	50,000
7		299,200	338,800	370,800		7	52,000
8		300,700	340,300	372,800		8	54,000
9	232,100	302,200	341,800	374,800		9	56,000
10	233,600	303,700	343,300	376,800		10	58,000
11	235,100	305,200	344,800	378,800		11	60,000
12		306,700	346,300	380,800		12	62,000
13	238,100	308,200	347,800	382,800		13	64,000
14		309,700	349,300	384,800		14	66,000
15		311,200	350,800	386,800		15	68,000
16		312,700	352,300	388,800		16	70,000
17	244,100	314,200	353,800	390,800		17	72,000
18	245,600	315,700	355,300	392,800		18	74,000
19	247,100	317,200	356,800	394,800		19	76,000
20		318,700	358,300	396,800		20	78,000
21	250,100	320,200	359,800	398,800		21	80,000
22		321,700	361,300	400,800		22	82,000
23	253,100	323,200	362,800	402,800		23	84,000
24	254,000	324,700	363,400	404,800		24	86,000
25		326,200		406,800		25	88,000
26		327,700		408,800		26	90,000
27	258,500	329,200		410,800		27	92,000
28		330,700		412,800		28	94,000
29		332,200		414,800		29	96,000
30	263,000	333,700		416,800		30	98,000
31	264,500	334,500		418,800		31	100,000
32	266,000	-		420,800		32	102,000
33				422,800		33	
34	269,000			424,800		34	106,000
35				426,800		35	108,000
36				428,800		36	110,000
37	273,500			430,800		37	112,000
38	275,000			432,800		38	114,000
39	276,500			434,800		39	116,000
40	278,000			436,800		40	118,000
41	279,500			438,800		41	120,000
42	281,000			440,800		42	122,000
43	282,500			442,800		43	124,000
44	284,000			444,800		44	126,000
45	285,500			446,800		45	128,000
46	287,000			448,800		46	130,000
47	288,500			450,800		47	132,000
48	290,000			452,800		48	134,000
49	291,500			454,800		49	136,000
50	293,000			456,800		50	138,000
51	294,500			458,800		51	140,000
52				460,800			-
53				462,600	462,600		
				,			